

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡障害者支援センター定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第2条 役員が理事会等に出席したとき、及び評議員が評議員会等に出席したときは、費用弁償として別表1の旅費及び日当を支払うことができる。

（役員等の勤務報酬等）

第3条 役員等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のため、業務にあたった場合、別表2より交通費を含めた報酬を支払うことができる。

2 非常勤役員等については報酬を支給しない。

（監事の報酬等）

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第6条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

（報酬額）

第7条 役員等の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	定款に記載
理 事	200 万円
監 事	20 万円

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬等の支給時期、支給方法は次の各号による。

- (1) 常勤理事長業務報酬等(月額)については、当月末締当月25日銀行振込とする。
- (2) 監事監査指導報酬等(日額)については、業務実施後1か月以内の銀行振込とする。
- (3) 理事会、評議員会出席報酬等(日額)については、出席の都度手渡しとする。
- (4) 日当については、旅費精算後手渡しとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成24年11月9日より適用する

この規程は、平成25年4月1日より一部改正する

この規程は、平成28年4月1日より一部改正する

この規定は、平成29年4月1日より一部改正する

この規定は、平成30年4月1日より一部改正する

この規程は、令和3年4月1日より一部改正する

この規程は、令和4年5月1日より一部改正する

役員報酬 別表 1 （日額）

名 称	旅費及び日当
理事会出席報酬等	5 , 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	5 , 0 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬
常勤理事長業務報酬等（月額）	1 5 0 , 0 0 0 円
非常勤役員等報酬等	無報酬
監事監査指導報酬等（日額）	1 5 , 0 0 0 円

別表 3 （日額）

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	3 , 0 0 0 円	実費